



湖議第18号
令和3年2月19日

湖西市議会議長
加藤 弘己 様

議会活性化推進特別委員会
委員長 中村 博行



議会活性化推進特別委員会調査報告書

本特別委員会の調査が終了したので、会議規則第107条の規定により別紙のとおり報告します。

議会活性化推進 特別委員会の活動

目的：議会の活性化推進施策及び地方議会の
在り方について調査研究するため

1

第1 はじめに

湖西市議会が目指す「市民が主役で、活発な議論をする、見える議会」を推進するためには、議会活性化を推進する必要がある。議会活動の透明性を高め、活発な議論になるように議会基本条例の見直しを行い、また現在の情報社会において、効率的で迅速な議会運営・議案審議・情報共有を図るため、ICT機器活用への取組みの促進を目指した。また、高校生との意見交換会も前広報広聴特別委員会より継承し、実施することとした。

2

第2 活動の経過

▶ 令和元年6月19日 特別委員会設置

▶ 委員構成

柴田 一雄、三上 元、福永 桂子、菅沼 淳、
土屋 和幸、楠 浩幸、加藤 弘己、中村 博行、
神谷 里枝 9名

▶ 令和元年6月19日委員長に中村 博行、副委員長に 菅沼 淳が選出された。

3

▶ 活動実績 【委員会及び勉強会】

開催月日	内容	
令和 元年 6月19日	・委員長の互選について ・閉会中の継続審査について	・副委員長の互選について
令和 元年 7月16日	・特別委員会の研究事項について	・特別委員会の活動計画について
令和 元年 8月19日	・タブレットの操作について ・議会基本条例の課題及び提案に対する改善について	・高校生との意見交換会について
令和 元年 9月27日	・タブレットの操作について ・議会基本条例の課題及び提案に対する改善について（反問権）	・タブレットの操作について（リンク集について）
令和 元年11月 6日	・タブレットの操作について ・議会基本条例の課題及び提案に対する改善について（反問権） ・高校生との意見交換会について	・議会基本条例の課題及び提案に対する改善について（反問権）
令和 元年11月29日	・タブレット導入に伴う電子データの取り扱い及びタブレット使用基準の見直しについて ・議会基本条例の課題及び提案に対する改善について（情報公開・ウェブサイトの充実）	
令和 元年12月24日	・タブレット導入に伴う電子データの取り扱い及びタブレット使用基準の見直しについて ・湖西高校生との意見交換会について	・議会基本条例の課題及び提案に対する改善について
令和 2年 2月 3日	・タブレットの操作について ・議会基本条例の課題及び提案に対する改善について	・高校生との意見交換会の振り返りについて
令和 2年 2月28日	・タブレットの操作について ・議会基本条例の課題及び提案に対する改善について	・高校生との意見交換会実施報告書（案）の確認について
令和 2年 6月23日	・今後の活動計画について (議員報酬及び定数の見直し)	・議会基本条例の課題及び提案に対する改善について
令和 2年 7月17日	・議会基本条例の課題及び提案に対する改善について (議員報酬及び定数の見直し)	

4

開催月日	内容
令和 2年 8月18日	・タブレットの操作について ・反問件について
令和 2年10月 6日	・反問権について ・高校生との意見交換会のステップアップについて
令和 2年11月 9日	・議会運営委員会への報告内容について（反問権） ・令和2年度高校生との意見交換会について ・高校生との意見交換会のステップアップについて
令和 2年12月22日	・委員会活動のまとめについて
令和 3年 1月12日	・高校生との意見交換会について
令和 3年 2月 2日	・委員会活動のまとめについて

【高校生との意見交換会】

開催月日	内容
令和 元年11月29日 令和 2年 1月24日	新居高校生との意見交換会 高校生26人参加（2年生） 【テーマ】①教育、学び、スポーツに関して湖西市に要望すること。 ②人口減少傾向の湖西市はどうしたら魅力的な市になるのか。
令和 2年 1月 8日	湖西高校生との意見交換会 高校生35人参加（2年生） 【テーマ】こんな街に住んでみたい
令和 3年 1月15日	新居高校生との意見交換会 高校生26人参加（2年生）※書面開催 【テーマ】①18歳からの選挙権について ②議員について
令和 3年 1月22日	湖西高校生との意見交換会 高校生39人参加（2年生）※書面開催 【テーマ】①18歳からの選挙権について ②コロナ感染症における影響について

5

第3 重点目標

(1)高校生との意見交換会の継続
～若者がまちづくりを考えるきっかけづくりに～

(2)議会基本条例の見直し
～前任期の議会運営委員会検証時に出された
「課題及び提案」の中から重要事項を調査・研究～

タブレットを積極的に使用し
議員活動の活性化につなげる

6

第4 調査・研究の内容

(1)高校生との意見交換会

～若者がまちづくりを考えるきっかけづくりに～

実施事項

- ・ 湖西高校生との意見交換
令和2年1月8日(水) 13:15～15:25
議場・議長室見学、意見交換
【テーマ】① 教育、学び、スポーツに関して湖西市に要望すること。
② 人口減少傾向の湖西市はどうしたら魅力的な市になるのか。
- ・ 新居高校生との意見交換
令和元年11月29日(金) 11:50～12:40 議場・議長室見学
2年 1月24日(金) 11:50～12:40 意見交換
【テーマ】こんな街に住んでみたい

7

- ・ 新居高校生との意見交換
令和3年1月15日(金) 12:00～12:50 議場・議長室見学
※コロナ感染症感染拡大の影響により意見交換会は書面方式へ変更
【テーマ】①18歳からの選挙権について
②議員について
- ・ 湖西高校生との意見交換
令和3年1月22日(金) 13:30～14:55 議場・議長室見学
※コロナ感染症感染拡大の影響により意見交換会は書面方式へ変更
【テーマ】①18歳からの選挙権について
②コロナ感染症における影響について

8

振り返り

	良かった点	反省点や課題	今後の対応
湖西高校	<p>【学校側準備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校側からのテーマ提出。 ・事前勉強。 <p>【当日の生徒の様子】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的な意見交換ができた。 ・高校生らしい目線での意見を多く聞くことができた。 	<p>【全体】運営時間が短かった。</p> <p>【これからの方針について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒と議員と一緒に考え、更に班としての意見をまとめ議場で発表できれば大きな前進になるとと思った。 ・各班で異なったテーマで意見交換を行うのであれば、ワールドカフェスタイルで意見交換をしても良いと思った。 ・学校教育で政治に関心を持てるような教育をしていただきたい。 ・市外の学校へ通学している高校生も参加できる企画を計画してはどうか。 	①高校生に何を求めるのか。 ②対象者の範囲をどうするか。 ③生徒の意見を発展させる形とは。 ④いまの形を発展させるのか。違う形を構築するのか。
新居高校	<p>【学校側準備・生徒司会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間を掛けて準備をしてくれた様子がうかがえ、好感を持てた。 ・生徒主導にて有意義だった。 ・建設的な発言や議員に伝えたい事を発言してくれた。 <p>【当日の生徒の様子】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な人のことを気遣う姿勢にうれしくなった。 ・全員が、関心を持って参加してくれた様子が伺えた。 		 高校生との意見交換会を継続し、現在のやり方を充実させる。 ⇒充実させる方法の検討が必要。 いかに意見を拾い上げるかが重要。

9

(2) 議会基本条例の見直し

実施事項

前議会運営委員会からの「課題及び提案」の中から
重要事項を調査・研究

- ① 第9条 市長の反問権の拡大
- ② 第8条 情報公開・ウェブサイトの充実
- ③ 第19条 他の自治体との交流
- ④ 第8条 議会報告会、意見交換会で出された意見を活かす方策(政策提言など)
- ⑤ 第24条 議員報酬及び定数の見直し

→ 執り入れるべき内容を抽出、
実現に向け更に深く研究をする。

10

調査研究

① 第9条 市長の反問権の拡大

議会運営委員会 報告書(H31.3)	条例制定後の推進状況	課題及び提案
	<ul style="list-style-type: none"> 常任委員会に於いて、調査研究に基づいた報告を通じて提言を行った。 一問一答は実施済み。 	<ul style="list-style-type: none"> 政策提言や次年度予算へ議会の意思が反映できるよう、常任委員会での事業評価の実施についての研究を進めること。 議員は、常に緊張感を持って発言することとし、市長の反問権の拡大（議員発言に対する反問権の付与）について検討すること。

実施日	研究事項	課題や結果	今後の対応
令和元年 9月27日	<ul style="list-style-type: none"> 反問権を導入する意義の確認。 反問権の範囲（定義）をどこまでとするのか。趣旨確認、根拠を質す、反論など。 反問権実施議会の条例等について確認。 	現状、議会基本条例には趣旨確認を行っても良いというわれているが、反問権の定義をどこまで認めるか、掘り下げていく。	<ul style="list-style-type: none"> 議論の論点・争点の明確化、より一層市民に開かれた議会を目指すため、市長等が、議員からの質問や質疑、又は委員会等からの条例の提案、議案の修正、政策提案その他発言に対する根拠を確認する場合、もしくは意見を述べる場合に反問権の行使ができるよう反問権の付与が必要であるとして、<u>議会運営委員会に提案した。</u>
令和元年 11月6日	<ul style="list-style-type: none"> 現状及び導入の目的、範囲、メリット、デメリットの確認（別紙1参照）。 	<ul style="list-style-type: none"> 反論まで認めるか。本議場で反論された場合に、議員は応えられるか。 一般質問を行うにあたり、執行部への事前確認が行なわれていれば、反問権が行使されることはない。 建設的な答弁を行うために、必要な権限である。 	

11

別紙1

湖西市の現状	<p>議会基本条例 第4章 議会と行政との関係 (議会と市長等との関係)第9条第2項</p> <p>議長は、会議の論点等を明確にする必要があると認めるときは、市長等に対し議員の発言の主旨に対する確認の機会を与えることができます。委員会の委員長が委員の発言の主旨に対する確認の機会を与える場合についても、同様とします。</p> <p>●先例集に記載なし。</p> <p>●使用例 「いまのご質問は、〇〇といった意味でよろしいでしょうか？」などの主旨確認程度を当局側がまれに発言する。しかし、明確に「反問権の行使」について、議長に許可を得て行われた事例はない。</p>
導入（明確化）の目的	<ul style="list-style-type: none"> 論点・争点を明確にし、住民にわかりやすい議論を図るため。 論点を明確化し、議論を深めるため。
反問の範囲（案）	<p><富士市議会参考></p> <p>① 質問の趣旨（内容）の確認。 ②質問の根拠を質す。 ③質問に対する反論。</p> <p>* 「主旨」…文書やはなしなどの中心となる主な事柄。 「趣旨」…その事を行うわけ、目的の意味。 「趣旨」には「目的」が含まれる</p>
導入のメリット	<p>① 趣旨確認 ・意図の確認ができる。論点がはっきりする。現状でも認めている。</p> <p>② 根拠を質す ・根拠がないものは質問できなくなる。思いだけでの質問はなくなる。質問の質が向上する。</p> <p>③ 反論 ・良識をわきまえた質問をするようになる。感情的な意味で、困らせようという質問がかつてはあった。</p>
導入のデメリット	<p>① 趣旨確認 ・そもそも2元代表制から考えると認めるべきではない。在り方が揺らぐのではないか。</p> <p>② 根拠を質す ・思いだけでは、質問ができない。それなりに根拠を調べていかないといけないため、質問のための調査に時間がかかる。</p> <p>③ 反論 ・根拠のない質問が多いと、会議時間が長くなる。 ・議員個人の調査力より、執行部側の方が詳しい。反論されて論破されないか。 ・市側は欲しいと思ってないので。市側は使いづらいのではないか。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> 反問権行使の手続き、作法を定めるか。 反問に対する応答は、「一般質問の持ち時間」や「質疑の同一議題3回まで」にカウントしないか。

12

調査研究

②第8条 情報公開・ウェブサイトの充実

議会運営委員会 報告書(H31.3)	条例制定後の推進状況	課題及び提案
	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会開催要綱を作成し、報告会実行委員会が主体となり実施した。 ・議会報告会での市民意見に対するその後の対応状況をウェブサイトに掲載した。 	

研究事項	課題や結果	今後の対応
<ul style="list-style-type: none"> ・開かれた議会として、情報公開を充実させるために、当市議会に不足している部分などを確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・湖西市議会のホームページの見直し、情報公開のためにどういったものが掲載できるかを要検討。参考となる市議会なども探す。 	<p>市議会ホームページの充実として</p> <p>ア 各議員の政務活動費関係書類の公開(収支報告書、会計帳簿、支出伝票、領収書、旅費内訳書、活動報告書、支出証明書)</p> <p>イ 各委員会の委員長による行政視察報告書の公開</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開、ウェブサイトの充実のために必要な内容や具体的な方法、得られる効果、参考となる市議会、今後の対応の可否について議論。 	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費や委員会活動の公開、議事録の検索リンク、Facebookの新設などの方法を検討。その中で、すぐに取り入れることが可能なものを抽出し、右記のとおり対応することとした。 	<p>を早期に実行するべきであるとして議会運営委員会に提案した。</p>

13

調査研究

③ 第19条 他の自治体との交流

議会運営委員会 報告書(H31.3)	条例制定後の推進状況	課題及び提案
	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋、田原市議会との交流を実施した。 	

研究事項	意見及び課題	今後の対応
<p>①テーマを選んだ理由は。なぜ交流が必要か。何を連携させたいのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・①・第8、9条は今までやれていなかったこと。こういうことを含めて、先進的な取り組みをしているところと交流しながら、学んでいきたい。 ・近隣市が、防災などの観点から、今後どう取り組んでいくのかを知りたい。 ・共通の政策課題を抱える近隣市と交流してはどうか。 ・鳥羽市と田原市が議会同士で交流している。一緒に講師を招いたりしており、メリットがあると考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交流をするのであれば議会単位で行うべき。今回の特別委員会としては、どのようにしていくかなどは決められない。
<p>②交流が必要かどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・②・課題について交流する場合、課題とはどんなものか。交流ありきではなく、課題を探してから交流するべきではないか。 ・議会として交流をしていくのか。特別委員会として交流するのか議論が必要では。 ・何でも良いから交流したいというのは、そもそも必要なのか。個々の交流は個々で行えば良い。交流ということは、議会という単位でだと考える。 ・視察と交流の違いが分からぬ。視察はテーマがはっきりしていて、学びに行くこと。課題を学びたいなら視察で良いのでは。 ・防災観点など、広域的課題などに直面する市議会同士の交流は有意義ではないか。 ・市には姉妹都市はない。災害協定を結んでいるところは遠い。 ・豊橋、田原市議会とは交流をした実績がある。しかし、それ以降はない。交流会をしようという声をあげる人がいない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・目的をもって、課題などを学びにいくということであれば、交流ではなく視察で良い。

14

調査研究

④ 第8条 議会報告会、意見交換会で出された意見を活かす方策(政策提言など)

議会運営委員会 報告書(H31.3)	条例制定後の推進状況	課題及び提案
	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会開催要綱を作成し、報告会実行委員会が主体となり実施した。 ・議会報告会での市民意見に対するその後の対応状況をウェブサイトに掲載した。 	

研究事項	意見及び課題	今後の対応
<ul style="list-style-type: none"> ・市民からの声、返せるものは返しているが、せっかくいただいたものを施策提案につなげられると良いと考える。 ・どうやって若者に参画してもらうか。他市議会では高校生議会などをやっている。当市議会としても、高校生に議場などで発表する場が持てないかと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出た意見を一覧にして、委員会ごとに振り分ける。常任委員会でもむのはどうか。実際に実現可能なものを取り上げていくほうが良いのでは。実るのではないか。 ・市に要望したことがうまくいかない時に議員に言ってくる。まずは、そのことを市当局へ伝え、それでも動かない時に、議会として対応してはどうか。 ・各種意見交換会などの声に対して、自治会を通してやってくださいね。ということが多い。なぜ、市民からそういう声ができるのかを客観的にみる必要があるのではないか。整理をして、提言に結びつける、それが議会のひとつの仕事だと考える。 ・まずは市へ声を伝えることが先ではないか。市役所が動かないと始まらない。 ・先に投げかけるのか。先に考えるのか。 ・言われている内容が本当にそうなのか。根拠に基づいたものなのかも確認しないといけない。 ・言われたことを右から左へ、ではいけない。 ・議会報告会と高校生との意見交換会の意見を同じものとして考えていくのか。 ・学校の意図を確認するべきではないか。学校サイドはどうしたいのか。 ・的を絞ってはどうか。議会報告会は実行委員会がある。高校生の意見交換会はこの特別委員会で考える。 ・出た意見をすべてカテゴライズすべきではないと思う。 ・高校生との意見交換会をステップアップさせ、若者の意見をとりあげる方法を考えたい。でも、そのためには、学校側の意向も確認しないといけないし、先進議会も調査する必要がある。 ・議会報告会を実施しての課題は、議運に投げかけている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種意見交換会で出た意見は常任委員会に情報提供をする。 ・高校生との意見交換会をステップアップする方法を検討する。若者の意見を取り入れる方法を検討する。

15

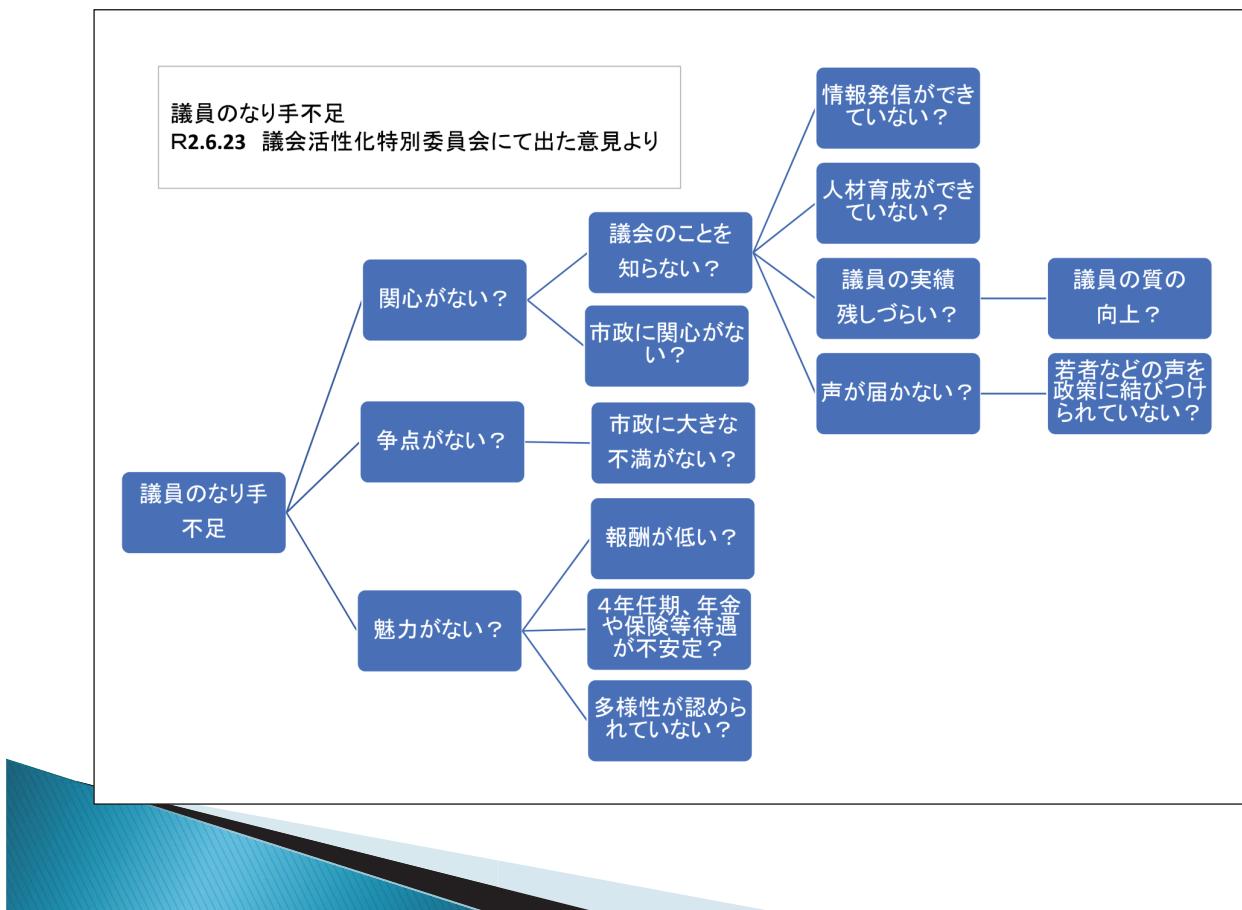
調査研究

⑤ 第24条 議員報酬及び定数の見直し

議会運営委員会 報告書(H31.3)	条例制定後の推進状況	課題及び提案
	<ul style="list-style-type: none"> ・若い人達が議員に挑戦し易い環境づくりとしての議員報酬及び定数の見直し、更には議員の政策提言に繋がる調査研究活動充実のための政務活動費について併せて検討すること。 	

研究事項	意見及び課題	今後の対応
議員報酬及び定数の見直しについて	<ul style="list-style-type: none"> ・10万人を超える市議会でも無投票という事態が起きた。 ・なぜ議員のなり手がないのか？本当になり手がないのか？湖西市はどうか。・人材育成の土台作りが必要では？ ・議員の実績が残しづらいからなり手がないのではないか？ ・報酬が低いのか？定数の見直しは報酬もセットで考えるべき。 ・人材育成の土台作りが必要では？・なぜ無投票ではないのか？ ・多様性が認められていない社会？・議員の実績が残しづらいからなり手がないのではないか？ ・議員のなり手は多いほうが良い。 ⇒ 原因分析(別紙2参照) <p>【議員定数に対する各委員の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・削減 4人 ・現状維持 4人 ・その他(議員の資質向上が先) 1人 <p>【個別意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政の規模、機能を考えると、ある程度削減しても、何ら問題ない。 ・議員が同数だと、まっ二つに分かれ、議長を譲り合うケースがある。定数は奇数が良い。議員でない市民からも意見を聞いてみてはどうか。 ・いまの各議員の活動状況から、定数減になると負担はさらに増える。減であれば、報酬増を考えていく必要がある。 ・様々な意見を聞くために、減らさない方が良い ・様々な意見を集めめる方法は、行政と市民が直接つながりやすい時代になってきている。 ・委員会を3つと考えるのか、委員会の在り方も含めて考えるべき。 ・全国のデータから、当市の規模と同程度のデータを調べ、議員定数は15人、40万円が妥当。人数減、報酬増であれば、議会費は変わらない。 ・議員の資質向上、活発で見える議会への改革が大前提に必要。 	<p>議員定数を変更するには、かなりの照査や意見を聞いたりする必要がある。思いや感じだけで決めるわけにはいかない。</p>  <p>様々な意見を聞き、何らかの形で議会として「議員報酬と定数の議論」を実施するべきである。</p>

16



17

第5 成果の概要と課題

(1) 高校生との意見交換会について

成果

平成29年より県立湖西高等学校、県立新居高等学校の2校の協力を頂き、これまで毎年継続して、議場見学及び意見交換会を実施することで、市政に关心を持ってもらうことができた。

課題

意見交換会のステップアップ方法について検討を重ねたが、委員それぞれの考え方や高校側の受入体制の問題などもあり、現状の形を今後も継続させていくことと結論づけた。しかしながら、高校生をはじめとする若年層を含む多様な意見を取り上げ、市政へ反映させる方法については、今後も議会が担うべき広聴機能として、強化・推進のための調査・研究が必要である。

18

(2)議会基本条例の見直し

①情報公開・ウェブサイトの充実について

成果

情報公開を一層図るため、各議員の政務活動費関係書類の公開(収支報告書、会計帳簿、支出伝票、領収書、旅費内訳書、活動報告書、支出証明書)、各委員会の委員長による行政視察告書の公開を早期に実行するべきであるとして議会運営委員会に提案、令和2年度分よりウェブサイト上に公開をすることが決定した。

課題

湖西市議会が目指す方針「市民が主役で、活発な議論をする、見える議会」を推進すべく、今後も先進事例などの調査・研究が継続して必要である。

19

②反問権について

成果

議論の論点・争点の明確化が期待され、より一層市民に開かれた議会を目指すことを目的として、従来議会基本条例において執行部に認めていた主旨確認に加え、議員等からの質問や質疑、条例の提案、政策提案、その他発言に対して、根拠の確認や、意見を述べるなどの権利を明確に付与することが議会活性化につながると結論づけ、令和2年12月に議会運営委員会に提案した(別紙3)。今3月定例会に条例改正のための議案が上程されることとなった。

課題

今後、運用されるにあたっては、必要に応じて取り扱い方法の検証・見直しが必要である。

20

執行部への反問権の付与について

1 付与の趣旨

反問権を執行部に付与することで、議論の論点・争点の明確化が期待され、より一層市民に開かれた議会を目指すものである。

2 反問を行える場

本会議、常任委員会、特別委員会及び全員協議会

3 反問権を使用できる者

市長、その他の執行機関

4 反問権の行使の許可

議長又は委員長は、反問権を使用できる者（以下「市長等」という。）からそれらの行使の意思が示された場合は、次の要件のいずれかに該当していることを確認したときは、これを許可するものとする。

(反問の範囲)

市長等が、議員からの質問や質疑、又は委員会等からの条例の提案、議案の修正、政策提案その他発言に対する根拠を確認する場合、もしくは反対の意見を述べる場合

5 付与する時期

令和●●年第●回定例会から導入

6 反問権の運用指針

(1) 反問権の行使について

反問権を行使する場合の手順は、次のとおりとする。

- ア 反問権を行使しようとする者（以下「市長等」という。）は、挙手をし、議長又は委員長（以下「議長等」という。）から指名を受ける。
- イ 指名を受けた後、反問により確認したい又は意見を述べたい旨を議長等に告げ、許可を申し出る。
- ウ 反問の許可を得た後、市長等は、議員又は委員（以下「議員等」という。）に意見等を述べる。
- エ 議員等は、反問に対する回答をした後、反問に対する回答の終了を表明する。

(2) 反問における質問時間について

議長又は委員長は、持ち時間制による質疑又は質問において、市長等が反問権を行使した場合にあっては、別に必要な時間を確保するものとする。

(3) 反問への回答場所について

議員等は、反問があったときは、次に掲げる場所において回答するものとする。

ア 本会議質問席

イ 上記以外の会議自席

7 反問の具体的な運用例

別紙「反問権の行使のながれ」のとおりとする。

8 反問権付与のための条例改正

別紙のとおり「議会基本条例」を改正する。

反問権の行使のながれ

一般質問・質疑における使用例

本会議における反問権	委員会における反問権
<p>【執行部】 ただいまの〇〇議員の質問に対して、〇〇（提案や考え方に対する根拠、反対の意見）を確認したいため、反問権の行使を許可願います。</p> <p>↓</p> <p>【議長】 ただいまの反問権の行使の要求について、許可します。事務局は、これより残時間（持ち時間）を停止してください。</p> <p>↓</p> <p>【執行部】 〇〇議員の△△については、××（反問内容）ということでよろしいですか。</p> <p>↓</p> <p>【議長】 〇番〇〇君。（指名）</p> <p>↓</p> <p>【議員】 ただいまの執行部からの反問についてお答えします。△△については、●●ということです。以上で、反問に対する回答といたします。</p> <p>↓</p> <p>【議長】 反問に対する回答がなされましたか、これでよろしいですか。</p>	<p>【執行部】 ただいまの〇〇委員の質疑に対して、〇〇（提案や考え方に対する根拠、反対の意見）を確認したいため、反問権の行使を許可願います。</p> <p>↓</p> <p>【委員長】 ただいまの反問権の行使の要求について、許可します。</p> <p>↓</p> <p>【執行部】 〇〇委員の△△については、××（反問内容）ということでよろしいですか。</p> <p>↓</p> <p>【委員長】 〇〇委員。（指名）</p> <p>↓</p> <p>【委員】 ただいまの執行部からの反問についてお答えします。△△については、●●ということです。以上で、反問に対する回答といたします。</p> <p>↓</p> <p>【委員長】 反問に対する回答がなされましたか、これでよろしいですか。</p>

〇〇君（許可を求めた執行部を指名）	〇〇君（許可を求めた執行部を指名）
↓	↓
【執行部】 反問の再質問を行った場合。	【執行部】 反問の再質疑を行った場合。
↓	↓
【議長】 〇番〇〇君。（指名）	【委員長】 〇〇委員。（指名）
↓	↓
【議員】 反問の再質問に対する回答。	【委員】 反問の再質疑に対する回答。
↓	↓
【議長】 反問に対する回答がなされましたか、これでよろしいですか。 〇〇君（許可を求めた執行部を指名）	【委員長】 反問に対する回答がなされましたか、これでよろしいですか。 〇〇君（許可を求めた執行部を指名）
↓	↓
【執行部】 これで、反問を終了いたします。	【執行部】 これで、反問を終了いたします。
↓	↓
【議長】 以上で、反問権の行使を終了いたしました。これより一般質問（質疑）を再開いたします。事務局は、残時間の停止を解除してください。 それでは〇番〇〇君、一般質問（質疑）を続けてください。	【委員長】 以上で、反問権の行使を終了いたしました。これより質疑を再開いたします。 〇〇委員（指名）

議会基本条例改正（反問権）

条例の改正（案）

旧	新
議会基本条例 第4章 議会と行政との関係 (議会と市長等との関係) 第9条第2項 議長は、会議の論点等を明確にする必要があると認めると きは、市長等に対し <u>議員の発言の主旨に対する確認の機会</u> <u>を与えることができます。委員会の委員長が委員の発言の</u> <u>主旨に対する確認の機会を与える場合についても、同様と</u> します。	議会基本条例 第4章 議会と行政との関係 (議会と市長等との関係) 第9条第2項 議長は、会議の論点等を明確にする必要があると認めると きは、市長等に対し <u>議員の発言の主旨に対する確認の機会</u> <u>及び反問の機会を与えることができます。委員会の委員長</u> <u>が委員の発言に対する反問の機会を与える場合についても、同様と</u> します。
逐条解説 議員と行政との緊張関係の保持、透明化を図るための方途 を規定しています。 緊張関係の保持では、 <u>審議の論点の明確化</u> を目的とした一問 一答方式の活用、 <u>議員の発言内容に対する行政側の確認機会</u> の付与を定めています。	逐条解説 議員と行政との緊張関係の保持、透明化を図るための方途 を規定しています。 緊張関係の保持では、 <u>審議の論点の明確化</u> 及び <u>住民にわかりやすい議論を図ること</u> を目的とした一問一答方式の活用、 <u>議員の発言に対する行政側の主旨の確認</u> 及び <u>反問の機会</u> <u>(根拠の確認、反対の意見を述べる)</u> の付与を定めています。

25

③その他

課題

- ・第24条議員報酬及び定数の見直しについては、議員それぞれにおいて、様々な見方・考え方があり、時間をかけて調査・研究、様々な意見を行く必要があるため、今後何らかの形で議会として「議員報酬と定数の議論」を開始する必要があると結論付けた。

(3) タブレットによる議会運営

成果

効率的で迅速な議会運営・議案審議、情報の共有、議会の活性化を行い、市民に開かれた議会の実現を目指すことを目的として、令和元年7月から定例会及び委員会においてタブレットによる議会運営が開始された。それを受け、当委員会においては、全ての会議において、タブレットを用いた会議運営に努めるとともに、ほぼ毎勉強会時にタブレットの操作方法について研修を実施し、技術の習得などに努めた。

課題

ペーパーレスを基本とする会議運営の改善点や各議員による習得技術の差など、使用基準の見直しを含め、議会全体での検証が必要である。

27

第6　まとめ

本特別委員会では、議会の活性化を図ることを目的とし、すべての会議において、タブレットを用いた会議運営に取り組んだ。議会基本条例の見直しの中から、議会の見える化を推進するため、政務活動費関係書類の公開などのウェブサイトの充実、議論の論点・争点の明確化を目的とした執行部への反問権の付与の提言などの実績を残すことができた。

また、若者に市政への関心を持ってもらうための高校生との意見交換会についても毎年実施できた。しかし、令和2年度はコロナ禍の影響により、意見交換は書面で行うこととなった。有事の際でも議会活動を停止させないために、ICT技術の積極的な活用、議会運営の方法などを含む、議会活性化への課題の調査・研究は今後も引き続き必要だと考える。

28